

# 基山町地域おこし協力隊・集落支援員 活動報告会を開催します

問 産業振興課 ☎92-7945

基山町では地域おこし協力隊、集落支援員が地域の活性化や連携強化のための活動を行っています。その活動内容を多くの皆さまに知っていただくため、活動報告会を開催します。ぜひお越しください。

▽日 時 3月24日(金) 午後6時00分～8時10分(予定)

▽場 所 基山町民会館 小ホール

▽報告者 地域おこし協力隊、集落支援員

## 集落支援員



堤 和夫

令和3年に着任しました。主な活動内容は、基山PAにある「基山ふるさと名物市場」の運営です。今年度は、店がリニューアルオープンする等、例年になく変化に富んだ販売環境となりました。また、町の美味しい素材を積極的に内外にPRしました。更なるPRや売上増の為に、基山町素材の6次産業化が望まれるので、計画的に進めて行きたいです。今後も町の素材を通し生産者と消費者の懸け橋になれるよう日々活動して行きたいと思えます。

## 集落支援員



福永 修一

役場1階で無料職業紹介業務を行っています。現在の場所に紹介所が移って約2年が経ちました。お越しになる方々も落ち着いて話ができると大変好評で、プライバシー保護の観点からも好印象を持たれています。基山町は立地条件から物流関係の求人が非常に多く、周辺の自治体からも多くの方が通勤しています。毎日周辺の求人を確認していますが、基山町は鳥栖・小郡・筑紫野・福岡市・久留米市にも通勤しやすい非常に恵まれた町だと思います。

## 集落支援員



中尾 吉文

昨年度までは福祉課プラチナ社会政策室で新型コロナウイルスのワクチン接種業務のサポートを行っていましたが、本年度より同じくプラチナ社会政策室で3人の生活支援コーディネーターと一緒に、高齢者の生活状態調査と生活課題の把握のため戸別訪問を進めています。

詳細は活動報告会にてご紹介いたしますが、今後も関係部署と連携を図り、地域の活性化を絡めながら業務に取り組んでいきます。

## 集落支援員



塚元 祐介

基山町産業振興課で森林の整備や林業の振興に関する業務に携わっています。

令和6年度から森林環境譲与税に基づく事業が本格的にスタートすることから、町内の森林資源の調査等を行うとともに事業実施に向けての基礎資料の作成を行っています。

その他では長年携わってきた林務行政のノウハウをもって森林法に基づく自治体の手続き作業にも従事させてもらっています。

## 集落支援員



八尋 和敏

昨年4月から集落支援として着任しました。主な活動内容は、①自動販売機設置箇所並びに状況確認、②ソーラーパネル設置家屋確認、③不法投棄防止看板設置箇所確認、④犬猫フン害等防止看板設置場所確認、⑤ごみ集積所及び個別収集箇所確認、以上5項目を継続活動し、他の業務も併せて活動しています。

今後もこれらの活動が、生活環境改善に役立てていただけるように取り組んでいきます。

## 集落支援員



渡邊 稔

2024年に佐賀県で国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が開催されます。基山町では、国スポ・全障スポの正式競技として、卓球の開催が決定しています。国スポ・全障スポ推進係の集落支援員として、国スポ・全障スポの本大会・リハーサル大会に向けて準備作業や啓発活動に取り組んでいます。SAGA2024の開催が、スポーツを「する・親しむ・観る・出場する・応援する・支える」機会を得られる大会となるよう努めたいと思えます。

## 地域おこし協力隊



関野 誠

令和2年9月に着任し観光業務に携わっています。基山町は交通利便性が高い町と言われますが訪れる人の目線で見るとどうでしょうか？

本年度は訪れた人にとって基山駅から唯一の交通手段であるレンタサイクル「キマチャリ」を利用したサイクリングツアーを開催しました。

基山町には魅力的な場所がたくさん。もっと近隣から気軽に訪れられる町になってほしいと感じながら活動しています。

## 地域おこし協力隊



矢作 理絵

令和4年4月に東京から基山町に移住し、スポーツ振興をミッションに活動しております。主な活動内容は、スロージョギング教室やスポーツ大国きのくの運動教室運営、憩の家での音楽サロン運営です。

この約1年間、素敵な出逢いに恵まれ、充実した日々を送ることができたのは、関わってくださった皆さんのおかげです。

来年度も皆さんと一緒に楽しい活動ができればと思っているので、よろしくお願ひします！



【事例】

突然「布団を見せてほしい」と女性が訪問し、家に上がり「汚れているし体に悪いので新しく購入したほうがいい」としつこく勧めてきた。断って帰ってもらったが、しばらくして男性と一緒に羽毛布団を持ってきた。断っても「ひと月1万円の支払いだから大丈夫」などと勧誘され、根負けして承諾してしまった。クレジット会社の書類を書くときに初めて、総額が約40万円と高額であることを知った。解約したい。(70歳代 男性)

【ひとこと助言】

- ★ 強引に高額な契約をさせられる布団の訪問販売の相談が後を絶ちません。ドアを開ける前に訪問者や用件をよく確認し、必要なければきっぱり断り、事業者を家の中に入れないことが大切です。
- ★ 一人では対応せず、家族や近所の人など周囲の人に同席してもらうようにしましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。
- ★ 家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に不要な品物や契約書がないかなど、日ごろからの気配りが大事です。
- ★ 契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。困ったときは、すぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。



▼参考 独立行政法人国民生活センター発行 見守り新鮮情報第267号より



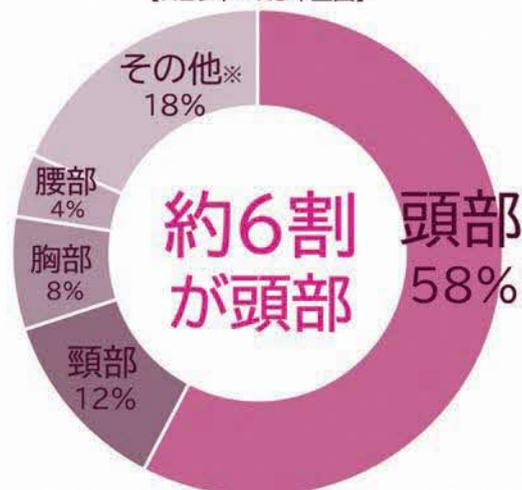
道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。大切な命を守るためにもヘルメットをかぶって自転車に乗りましょう。



ヘルメット着用状況別の致死率  
【H29年～R3年全国】



ヘルメット非着用の  
自転車乗車中死者の致命傷の部位  
【H29年～R3年全国】



※「その他」とは、顔部、脚部、腕部、腹部など

出典：警察庁データ(2017～2021)より